

会議の開催結果

1 会議名	令和3年度(2021年度)第1回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和3年(2021年)7月12日(月)午前9時45分～午前11時05分
3 開催場所	市役所本庁舎8階第1委員会室
4 会議の概要	<p>議 事</p> <p>(1) 越谷市介護保険運営協議会について</p> <p>(2) 第8期事業計画について</p> <p>(3) 地域包括支援センター事業報告について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公開・一部非公開・非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	1名
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 TEL 963-9305 (直通)
9 その他	

令和3年度（2021年度）第1回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和3年（2021年）7月12日（月）午前9時45分～午前11時05分

場 所 本庁舎8階第1委員会室

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、三田寺委員、高橋委員、南山委員、加藤委員、菰田委員、中村委員、田中委員、得上委員、北山委員、新美委員、青木委員、平林委員、吉尾委員、青木委員、本間委員

事務局：中井地域共生部長、関地域共生部地域共生推進課長、斎藤地域共生部地域共生推進課副課長、鈴木地域共生部地域包括ケア課長、小林地域共生部地域包括ケア課調整幹、久保田地域共生部介護保険課長、会田地域共生部介護保険課調整幹、野口保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部健康づくり推進課外4名

傍聴人：1名

《以下議事録》

1 開 会

司 会 これより、令和3年度第1回越谷市介護保険運営協議会の会議を開催させていただきます。

開会に先立ち、本市では、令和3年4月1日からスタートの第5次越谷市総合振興計画に伴い、計画の着実な推進を図るため組織改正が行われました。当協議会を所管する介護保険課につきましても、従来の福祉部より新たに創設された地域共生部の所属となり、また人事異動もありましたことから、本日出席の市側管理職職員を紹介します。

地域共生部部长、中井でございます。

地域共生部部长 皆さん、よろしくお願ひいたします。

司 会 地域共生部介護保険課課長、久保田でございます。

介護保険課長 よろしくお願ひいたします。

司 会 地域共生部地域共生推進課課長の関でございます。

地域共生推進課長 関です。よろしくお願ひします。

司 会 地域共生部地域包括ケア課課長の鈴木でございます。

地域包括ケア課長 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 保健医療部地域医療課課長の野口でございます。

地域医療課長 野口でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 地域共生部介護保険課調整幹の会田でございます。

介護保険課調整幹 会田でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 地域共生部地域共生推進課副課長の齋藤でございます。

地域共生推進課副課長 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 地域共生部地域包括ケア課調整幹の小林でございます。

地域包括ケア課調整幹 小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 では次に、会議資料の確認をさせていただきます。

本日の会議では、委員委嘱前ということもあり、当日の配付とさせていただきますでしたが、次回の会議から、会議の約1週間前にはお手元に郵送させていただきます。

それでは、本日配付しております資料を確認させていただきます。

1点目、会議次第、2点目、越谷市介護保険運営協議会委員名簿、3点目、越谷市介護保険運営協議会委員委嘱状交付式席次、4点目、右側に資料1と書いてありますこの令和3年度第1回越谷市介護保険運営協議会、5点目、右側に資料2とあります第7期事業計画に掲げた目標値及び令和2年度（2020年度）実績、6点目、第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（冊子）です。7点目、第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（概要版）、8点目、あんしん介護保険、こちらは令和2年度版のものでございます。

以上、8点を配付しております。資料が不足されている方はいらっしゃいますか。

本日の会議におきまして、ご発言の際にはお手元の卓上ランプのボタンを1回押していただいて、マイク付近のランプが点灯したのを確認されてからお話しくださいますようお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、会議録作成のため会議内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

次に、会議の進行についてですが、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項により、会長が選出されるまでの間、事務局の私が会議の進行をさせていただきますので、重ねてご了承ください。

2 会長、副会長の選出について

司 会 それでは、次第の2、会長及び副会長の選出についてですが、これより会長、副会長の選出を行いたいと存じます。

当運営協議会の会長、副会長につきましては、介護保険条例施行規則第8条第1項により、委員の互選によって定めるとされております。

ここで、委員の皆様にお伺いします。どなたか、会長、副会長をご推薦いただけますでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員 これまで越谷市介護保険運営協議会の会長、副会長は、第1期より文教大学、埼玉県立大学の先生方に務めていただいたと伺っております。こうしたことから、第8期の運営協議会におきましても、両大学の先生に務めていただきたく、会長は、第7期の運営協議会委員兼ねて副会長でもありました文教大学教授の星野委員、副会長には、埼玉県立大学准教授の久保田委員をご推薦したいと思います。

以上です。

司 会 ありがとうございます。

ただいま、会長に文教大学から選出の星野委員、副会長に県立大学から選出の久保田委員とのご推薦がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

司 会 ほかにご推薦ないようでしたら、会長は星野晴彦委員に、副会長は久保田章仁委員にお願いしたいと存じます。

〔異を唱える発言なし〕

司 会 ありがとうございます。それでは、星野委員に当協議会の会長を、久保田委員に副会長をお引受けいただくことといたします。両委員におかれましては、会長、副会長席へお移りください。

それでは、お二人より就任に当たりご挨拶をいただきたいと存じます。

まず、星野会長からお願いいたします。

星野会長 一言だけ申し上げます。よく共生とか地域という言葉が使われておりますが、学生に3軒先の家を想定してみてください。家の家族構成及びその方々がどんな職業をしておられるのか知っている人いますかと言ったら、100人中1人ぐらいなのです。でも、1人ぐらいいるのですよね、意外と。ああ、いるのだ

と思ったりするのですが、そういったものをどう考えるのかということの中で、地域とか共生って使いやすいけれども、どう考えるのかということ、これを私たちは相当旨としていかなければいけないということ、それからあと2点目、PDCAということをよく言いますけれども、私どもがプランを立てたときにも実際どれくらい使いこなせているのだろうか、使われていないのだろうか、それは相当厳しい目で見えていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

時としておおむね予定どおりですなどという他の自治体でそういった発言がありました。そういったものはやはりよろしくない、現実的に何がどう必要なのか、足りないのか、これを厳粛に見ていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

それから、3点目、やはり人材不足の問題、しかるべき人にしかるべくきちんと動いていただく、これをどう確保するのか、これは本当に喫緊の課題であり、一番大切な問題なのではないかなというふうに思っております。

ということで、そういったことを含めた上で、その辺りについて、やはり皆様のお知恵が必要だろうと、特に具体的にどう動いているのかということは、これはやはり私どもでは分かりませんので、皆様がやっぱりあそこはうまくかみ合っていないよねというところなどはしっかりと押さえていただく、そういった意味で皆様の委員のお知恵というのが非常に大切になってくるのかなというふうに思いますし、それもまたここでこの委員会を通して、この越谷にどうお返しできるのか、それが私たちの課題なのではないかと思っております。

私就任の挨拶と代えさせていただきたいと思います。

司 会 ありがとうございます。

続いて、久保田副会長、お願いいたします。

久保田副会長 皆様、おはようございます。埼玉県立大学の久保田でございます。

今回、初めてこの介護保険運営協議会の委員となりましたが、ご推薦いただきましたので、未熟者ですが、副会長を務めさせていただきます。なお、微力ではございますが、よりよい介護保険の運営ができるよう、隣にいらっしゃいます星野会長を補佐していきたいと存じますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

それでは、これより会議の進行につきましては、介護保険条例施行規則第8

条第2項の規定に基づき、会長に議長をお願いしたいと存じます。

会長、お願いいたします。

3 地域密着型サービス運営部会の部会長及び部会員の指名について

星野会長 まず、地域密着型サービス運営部会の部会長及び部会員の指名についての議題を行います。それから議題3つ、何かあればその他ということになるかと思えます。

それでは、地域密着型サービス運営部会について事務局から簡単に説明していただきたいと思えます。

事務局 皆様、お手元の資料の右上に介護保険運営協議会の資料1と書いてある資料をご覧ください。

2ページ目をお開きください。地域密着型サービス運営部会の部会長及び部会員の指名について、事務局よりご説明申し上げます。

まず、地域密着型サービス運営部会につきましては、越谷市介護保険運営協議会に設置するものでして、越谷市介護保険条例施行規則の第10条の2で規定されている部会でございます。

この地域密着型サービスにつきましては、介護保険法第8条第14号で規定されているものであり、介護が必要になっても、住み慣れた地域でその生活を支えるというコンセプトの下、市町村が介護サービスを指定する権限を持ち、原則、その市町村の住民の方のみを対象としてサービスを提供するものでございます。

主なサービスといたしましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと呼ばれているものでございます。それから、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらは29人以下のいわゆる特別養護老人ホームで、我々はよくミニ特と申し上げております。それから、小規模多機能型居宅介護が挙げられます。

当部会の審議事項につきましては、地域密着型サービスの事業者指定などに関することですが、主にこの後、議事2でご説明いたしますが、公募により選定とした事業者に関して、この会議で選出された方々にご審議をいただきたいと考えております。

なお、当部会の部会員の指名につきましては、越谷市介護保険運営協議会の会長が委員の中から指名することとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

星野会長 それでは、私から部会長及び部会員を指名させていただきます。

まず、部会長には、名簿番号順に、私(星野)、久保田委員、得上委員、北山委員、新美委員、青木委員、平林委員の以上7名で構成してまいりたいと思います。

会議の開催結果などについては、先ほど事務局から説明もありましたが、また介護保険運営協議会においても、またそのハイライトについてご紹介する予定になっております。それについて事務局から何か補足はありますでしょうか。

事務局 特にございません。

星野会長 それでは、委員の方々には大変お忙しいところ申し訳ございませんが、どうぞよろしく願いいたします。

4 議 事

(1) 越谷市介護保険運営協議会について

星野会長 これより次第4、議事へ移ります。越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条第1項に基づき原則公開となっております。あらかじめその旨ご了解いただきたいのですが、事務局に伺いたいと思います。傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 1人ただいま参りましたので、少々お待ちください。

星野会長 1名でしたね。

事務局 会長よろしいでしょうか。広報等でご案内をしている会議時間より少し前倒しで進んでおりますので、この後いらっしゃった場合には、順次ご案内をさせていただきますと存じます。よろしく願いいたします。

[傍聴者入室、着席]

星野会長 では、傍聴の方の入室をしていただきました。

傍聴される方をお願い申し上げます。会議中は、傍聴要領に記載されております内容をお守りいただきますようお願い申し上げます。

では、議事に沿って進めてまいりたいと思います。議事1番、越谷市介護保険運営協議会についてということで、事務局からご説明いただければと存じます。

事務局 それでは、皆様、資料につきましては、先ほど私のほうから申しあげました資料1番、こちらの今度は4ページをお開きください。

越谷市介護保険運営協議会につきましては、地方自治法に基づく市長の附属機関として、越谷市介護保険条例第11条にその設置を規定しております。また、その人数、任期、それから審議事項等に係る根拠法令につきましては、4ページに掲載のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、当運営協議会の詳細についてでございますが、まず任期と人数、これにつきましては、本日お手元にお配りしてあります委員名簿、こちらに記載のとおり21名の方で構成され、令和6年6月30日までの3年間の任期となります。

続いて、審議事項についてでございますが、皆様の任期期間を通しまして、こちらの本日お手元にお配りした第8期事業計画の進行管理をはじめ、地域包括支援センターの運営等に関しまして、適宜ご審議をいただきます。

計画期間の進捗でございますが、令和4年度には、次期、第9期計画の策定に係るアンケートの内容についてのご審議をいただきたいと思いますと考えております。令和5年度には、このアンケートに基づきまして、第9期の事業計画の策定に携わっていただきたいと思います。

続いて、当運営協議会の公開と傍聴についてでございますが、こちらは先ほど議長からもありましたとおり、本市では審議会等の透明性、公平性を確保するために、市の要綱において、会議は原則公開となっております。また、事務局側の説明、委員の皆様のご発言内容といった会議録も公開文書となり、市民の皆様へ情報提供することとなっております。

本日の会議録につきましては、事務局側で取りまとめの後、出席の委員の皆様へ内容を校正いただいて、次回の会議、あるいは書面によるご承認の後、確定をし、公開する運びとなっております。

最後に、今年度の当運営協議会の開催回数についてでございますが、先ほど議長からご選出をいただきました地域密着型サービス運営部会を含めて、大体あと2回ほど開催予定としておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

星野会長

ただいま事務局からご説明いただきました。この介護保険運営協議会は、事業計画の作成、運営管理、それから地域包括支援センターや各種介護保険サービスの中でも地域密着型サービスにおける事業者選定等について所管となります。任期3年目に当たる令和5年度が次期計画の策定年度になりますが、私たちは今でき上がっているものをチェックし、そしてどう書き換えていくのかというのが非常に課題になっていくということになるかと思います。

過去の8期の策定に当たっては、年5回の運営協議会が開かれておりました。次期策定の折には、非常に忙しい時期に皆様のご協力もお願いすることになるかと思えます。

これらに関して、ご質問はございますか。

[発言する人なし]

(2) 第8期事業計画について

星野会長 では続きまして、議事2、第8期事業計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第8期事業計画についてご説明いたします。資料1の6ページをお開きください。

第8期事業計画についてでございますが、まず第7期事業計画の実績、それから第8期事業計画の概要、さらに第8期計画期間における施設整備の3点についてご説明申し上げます。

まず、1点目でございます。第7期事業計画の実績につきましては、本日お配りのホチキス留めになっております資料2に詳細を掲載しております。概要を説明いたしますと、目標値に対する実績につきましては、第7期計画における施設の設置、例えば救急キット等の配布事業につきましては、おおむね目標を達することができました。一方、参加型の事業につきましては、皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和元年度の実績から令和2年度の実績は、自粛ということがございましたので、軒並み落ち込むこととなりまして、目標値に達することができない状況でございました。

詳細につきましては、後ほど資料2をご確認いただきたいと思います。

続きまして、2点目、第8期事業計画の概要についてでございます。資料1の6ページにある2番から8ページの6番までが当計画の概要の掲載になっています。

まず、当計画の策定内容は6ページの2番に記しておりますとおり、厚生労働省から示されました介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針7点を網羅する形で策定をしておりまして、①から⑦までで掲載しているものでございます。

また、策定の法的根拠でございますが、こちらは7ページの4に記載されております。介護保険事業計画については介護保険法に、高齢者保健福祉計画に

つきましては、老人福祉法に基づいて策定を義務付けられております。

なお、このそれぞれの法律には、この2つの計画を一体のものとして作成されなければならないとして別の条項も定められておりますことから、本市におきましてはこの高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画を一体のものとして策定をしております。

次に、この介護保険事業計画と他の計画との関係でございます。こちらは、資料の7ページの5番の図解をご覧いただきたいと存じます。まず、本市の最上位計画である第5次越谷市総合振興計画、さらに地域福祉の推進の基本となる第3次越谷市地域福祉計画、この計画の下、障がい、子育て、医療、それから保健分野などとの整合性を図っていくとともに、埼玉県が策定する計画、それから越谷市社会福祉協議会が策定する計画と連携が図られるものとなっております。

続いて、計画の骨子となる部分でございます。8ページをお開きください。こちらは、8ページの6に掲載されておりますとおり、当計画につきましては、基本理念の下、長寿福祉社会像、基本目標を掲げ、6つの主要施策、その下に21の施策の柱、さらに96の具体的な事業を設定いたしました。

この計画の策定に当たりましては、昨年度、前の越谷市介護保険運営協議会による5回会議のほか、庁内の部課長で組織された検討委員会において4回、さらにその検討委員会に設置されている作業部会で5回の協議を行い、素案を策定いたしまして、パブリックコメントを経て市長決裁により策定されました。

今、ご説明差し上げた詳細につきましては、本日お配りした冊子に掲載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

続きまして、3点目、第8期計画における施設整備についてでございます。こちらは、資料1の9ページの7をご覧ください。

まず、7の(1)に掲載されている表でございますが、この表は、第8期事業計画期間内に、本市から各事業者にも公募を行って整備を予定しているサービスを掲載しております。1つ目は、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームです。それから、特定施設入居者生活介護、こちらにつきましては、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅で、介護のサービスが併せて行えるようにするための施設でございます。それから、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、これらのサービスの事業につきましては、公募により選定するものとして

おります。

なお、この表に掲載されていないサービス、例えば通所介護事業所や訪問介護事業所につきましては、市が公募によって整備の制限をするものではございません。随時、事業者からの申請に基づき、本市が指定を行うことになっております。

また、ここに掲載されていない老人保健施設、それから介護医療院といった施設も公募の施設としての対象となっておりますが、今期の第8期計画の中ではこれらの施設の整備は行わないということで、公募の対象からは外れております。

次に、7の(2)、事業者選定でございます。選考に当たりましては、iに掲げる介護老人福祉施設、それから特定施設入居者生活介護は、本市が中核市へ移行したことにより、許可、指定等の権限が移譲されています。よって、選考に当たりましては、当運営協議会の会長、副会長をはじめ庁内関係部の課長で構成される審査会によって行ってまいります。

次に、iiで掲げております小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、こちらにつきましては、先ほど地域密着部会を選定いたしました。こちらで関わるものでございますので、まず庁内関係部課長で構成する審査会で選考の後、部会でご意見をいただく予定となっております。

次に、事業者選考のスケジュールでございます。10ページをお開きください。スケジュール表が掲載されてございますが、現在、介護保険課におきまして、公募に係る募集要項を作成しております。この募集要項につきましては、決裁行為を経た後、準備ができ次第、ホームページ上の周知を開始し、併せて「広報こしがや」8月号への掲載を予定しております。

事業者の決定につきましては年末を予定しており、当運営協議会には年度末までの会議にご報告を差し上げたいと考えております。

最後になりますが、この計画の中では、施設整備のほかに、今回初めて開設から10年以上経過した介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームに修繕の補助事業を考えております。こちらにつきましては、今後、事業者に所要調査等を行っていく考えでおりますので、併せて申し添えます。

事務局からの説明は以上でございます。

星野会長

事務局の方、ありがとうございました。

私どものやらなければいけないこととしては、まず8期事業の事業管理、進行管理で、P D C Aの中で本当にうまくいっているのか、何か悪かったところがあるのかというのを謙虚に見ていかなければいけないであろうということ、次に、第9期事業の計画、8期で見てきたことを踏まえて現実的なものでなければならぬだろうなということだと思えます。それから、地域密着型サービスについては、運営部会においてご意見をいただいでいくことになると思えますが、実際の施設整備に関する選定等の事務手続においても事務局と進めていただくということになると思えます。こういった大きな作業が3本流れていくということになるのではないかと認識しております。

皆様から何かご意見やご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

(3) 地域包括支援センター事業報告について

星野会長 では次に、議事3でございます。地域包括支援センター事業報告について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、引き続き資料1を用いまして、説明をさせていただきたいと思えます。資料の12ページからとなります。

12ページでございますが、1. 地域包括支援センターの概要でございます。地域包括支援センターにつきましては、現在12か所を設置しておりまして、すべて業務委託により運営を行っているところでございます。その業務内容につきましては、図にありますとおり大きく4つの業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに分かれております。その運営に当たりましては、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保することとなっております。本市におきましては、この介護保険運営協議会がその役割を兼ねておりますので、昨年度の事業実績につきまして報告をさせていただくものでございます。

次に、資料の13ページをお開きください。2. 地域包括支援センターの設置状況でございますが、地域包括支援センターには保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、基本的に各地区に設置しております。昨年度は、2地区を担当しておりました川柳、大相模から大相模分を分離いたしまして、11か所から1か所増えまして、現在12か所となっております。昨年度実施いたしました地域包括支援センターの体制強化につきましては、後ほどご説明をさせ

ていただきたいと存じます。

次に、14ページをお開きください。3の令和2年度の事業報告についてでございます。（1）総合相談支援につきましては、延べ件数で昨年度は4万9,365件と、令和元年度からおおむね1,600件ほど増加しております、この数字は毎年増加をし続けているところでございます。

その相談内容につきましては、軒並み増加傾向にございますが、特に医療、健康に関することや、要支援者等の居宅通所サービスなどの介護予防・日常生活支援総合事業に関するものが増加しております。

次に、16ページをお開きください。（2）権利擁護でございます。成年後見制度に関するご相談が若干減少しているものの、判断能力が不十分で身寄りがいない方に対しまして、親族等に代わり市長が家庭裁判所に申出を行う市長申立ての件数につきましては12件と、令和元年度から5件ほど増加をしております。また、虐待疑いの相談件数につきましては148件と、これは毎年50件ほど増加しているような傾向でございます。要因として考えられますのは、虐待に関する認識の広まりですとか、本人、家族に限らず近隣の方、関係機関からもご相談が寄せられていることが考えられます。

次に、17ページをご覧ください。（3）包括的・継続的ケアマネジメント、（4）介護予防ケアマネジメント事業、介護予防事業の実績でございます。なお、（4）の介護予防支援ケアマネジメント実施件数の表につきましては、各地域包括支援センターがケアマネジメントを実施している延べ件数でございます、国民健康保険団体連合会に毎月請求をするので、その12か月分を合算した数字となっております。

次に、18ページをお開きください。（5）地域におけるネットワークの構築に関することでございます。昨年度末時点の実績で491か所の事業所にご努力をいただきまして、地域における高齢者の見守り等にご協力をいただいております。なお、この事業所数も年々増加をしている傾向でございます。

次に、19ページから22ページの（6）地域ケア会議に関することでございます。地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて地域課題の把握や必要な資源開発、地域づくりにつなげるものでございまして、本市では、市全体レベルの地域包括ケア推進協議会、地区レベルの地域包括支援ネットワーク会議、個別レベルのケース検討会議の3層構造となっております。

次に、20ページをご覧ください。①個別レベルのケース検討会議の開催状況

でございます。令和元年度7月から、従来から実施しておりました困難事例を検討する支援困難型ケース検討会議に加えまして、自立支援型のケース検討会議を開始いたしました。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、休止する期間があったことから、開催回数自体が減少しておりますが、今年度はZoom®を活用してオンラインでこの会議が実施できるように検討を重ねております。今後、この会議にご出席いただく団体と調整した上で、9月を目途に再開したいと考えております。

次に、21ページの②地域包括支援ネットワーク会議でございます。こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で大きく開催回数が減少しております。この会議につきましても、自治会や民生委員の皆さん、地域の事業者などにご出席をいただきまして、顔の見える関係づくりを進めながら、地域課題等に関して地域でできることなどの話し合いを行うものでございます。昨年度は数が少ないのですが、実施に当たり、従来のグループワークから個人ワークやペアワークを行うなどして、工夫をして実施をしたところでございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと存じます。③見えてきた課題と方向性でございますが、地域ケア会議で検討し、見えてきた課題に対して新たに取組んだ事業を表の網かけのとおり掲載しております。例えば表の上から2番目にあります認知症の人を地域で支える担い手の育成であれば、平成29年度から認知症サポータースキルアップ講座を開催したところでございます。また、昨年度からは認知症施策として、「ふらっと」がもう・「ふらっと」おおぶくろを活用しまして、認知症に関する周知啓発ですとかオレンジカフェの開催を行ったほか、地域包括支援センターの周知や体制強化のため、地域包括支援センター大袋の出張所や大相模包括の開設を行ったところでございます。

次に、23ページをご覧いただきたいと存じます。(7)各地域包括支援センターの横断的な組織である部会でございます。こちらは、引き続き4つの部会でそれぞれのテーマを議論してまいりたいと考えております。例えば地域ケア会議検討部会でございますら、今は集まって会議を行っているところでございますが、集合形式ではなく、オンライン化に向けた検討、模擬会議の実施等を重ねているところでございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと存じます。(8)地域包括支援センター事業評価の結果についてでございますが、こちらは全国の市町村で実施されている国の統一評価指標に基づいて令和2年度に調査した令和元年度の結果

を掲載したものでございます。設問は全55問でございまして、ほとんどの項目で全国平均を上回っているような状況でございます。今後も事業評価を活用しながら、各地域包括支援センターの体制強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、25ページをご覧いただきたいと存じます。（4）地域包括支援センターの体制強化についてでございます。先ほど相談等の実績で申し上げましたとおり、相談件数は毎年増加を続けております。こうした状況に対応するため、昨年度は委託料を増額し、包括職員の増員を行ったところでございます。

この職員配置の方針といたしましては、各包括には最低限4人の専門職を配置することといたしました。これによって、これまで3名体制でございました新方と荻島・北越谷、大沢、越ヶ谷、南越谷につきましては、各1名の増員といたしました。また、高齢者人口の増加に対応するため、大袋、出羽についても各1名の増員といたしました。これによって専門職1名当たりの高齢者数につきましては、ほかの中核市に対する令和元年度のベースの調査になるのですが、1,880人であったものが、この増員によりまして、昨年度は1,518人となり、中核市平均の1,526人を下回っておりまして、より手厚い支援が可能な体制となっております。

次に、26ページをご覧いただきたいと思っております。2つ目の体制強化として、前段でも申し上げましたが、地域包括支援センター大袋せんげん台出張所の開設でございます。大袋地区につきましては、高齢化率が最も多いということ、特に集合住宅がございす千間台西3丁目につきましては、高齢化率も4割を超えておりますことから、これまで以上に相談しやすい体制づくりや予防体制を強化するため、令和2年10月1日に出張所を開設したところでございます。

次に、3つ目の体制強化といたしまして、地域住民からの要望を踏まえ、1つの地域に地域包括支援センターを1つ設置するという市の方針もありまして、令和3年1月に川柳・大相模から大相模を分離いたしまして、大相模地区センター内に地域包括支援センター大相模を開設いたしました。

また、今年度につきましては、令和3年度というところなのですが、新たに整備されます大沢地区センター内に、地域包括支援センター大沢が今公共施設内には入っていないのですけれども、それを地区センター内に移設いたします。新たな場所での開設予定日につきましては、本年9月1日を予定しているところでございます。

最後に、27ページをご覧いただきたいと思います。これは、令和3年度の事業計画でございます。こちらもこれまで同様、引き続き実施してまいります。新たな取組といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、3番のところ、地域ケア会議のオンライン化の取組がございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

星野会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から地域包括支援センターの事業報告等についてご説明をいただきました。これらについては各事業の報告や近年の地域包括支援センターの取組についての説明をちょっと確認させてください。部会と書いてある第10条、協議会に地域密着部会を置くということがあって、この部会の位置付けとしては、基本的には事業所の指定、これがメインという理解でよろしいでしょうか。いろんな専門家がいろんなところで議論する中で、こういう今の実情みたいなものも、例えばそのための職員を増やしたとか、それから実情に合うようなネットワークを取れるようにするためにこうしたとか、そういったことを踏まえながらご説明いただいたというふうに認識しておりますけれども、間違っておりますでしょうか。

事務局 今、議長のほうからお話のありました資料1番の2ページ目、後段に記載されております部会、地域密着型サービス運営部会でございますが、こちらにつきましましては、この規則の中で、確かにこの指定等に関する審議ということでございます。今までのこの運営協議会の中では、先ほど地域密着型サービスというものはどういうものであるかという説明の中で、市町村の住民のためのサービスということで考えていますので、主にこれ指定ということで全てをやっていきますと、かなり膨大な量になるということがありますので、特に新たに公募により設置するものにつきましましては、この部会の皆様のご意見を広く聞いて、選定をしていきたいと考えております。

星野会長 なぜこういう水を差すようなことを申し上げたかということ、例えば、共生ということ一つ取っても大変だし、職員の確保という問題を考えても大変だし、いろんな守備範囲がある中で、まずこの辺りが守備範囲になるということをやちょっと確認させていただきたかったという蛇足でございます。

では、ただいま事務局から地域包括支援センターの事業等について説明がございましたが、今のような取組等について、何かご意見ございますでしょうか。

A委員 今回の地域包括のほうではなく、先ほどお話があった内容の中で、やはり人手

不足というのはどうしても懸念するところであって、その選考の中に確保している人員、それから今後確保していく人員の方法についても、ぜひ採点というか、基準を高めに入れていただく必要があるのかなと考えております。

星野会長 特に確保のほうですか。まず、リクルートも大変ですけども、確保も大変です。そして、対応ができない、結局、枠は広げたけれども、人数は対応できないなんていうことになりますと大変です。メンテナンスというところまでを目を配ったようなご意見、ありがとうございます。確かにそういったところを含めて、この皆様のプロ集団がここら辺までちゃんと目配りしておかないといけないのではないかと思います。例えば事業所の選定に当たっては、すごくきれいなパワーポイントを使い、またトークのうまい方がプレゼンテーションをなされたとしても、それだけそこに目を奪われずに、メンテナンスの部分まで本当に大丈夫なのだろうかというところを見るというようなことも必要なのではないかと思えます。

ほかに何かご指摘はございますか。ぜひ、これに絡めてでも結構ですし、ほかに絡めてでも結構ですが、どうぞ、遠慮なく。

B委員 大沢地区センターの移設先の場所が今回新しい方がいいいるので、きちっと言っていただけ、ここに書かなくても説明の中でどこの場所だというのを書いていただいたほうがいいのではないのでしょうか。包括支援センターと一緒に、今の大沢地区センターから移設先が書いていないので、前の会議でそれを言ったのかちょっと分からないので、お教え願いたいと思います。

事務局 申し訳ありません。大沢地区センターの移設につきましては、今現在は、地区センターとは離れた場所にございまして、今回、大沢地区センターが旧の保健センターがあった場所に9月に移設することに合わせまして、その中に今まで別々の建物にあった包括支援センターを地区センターの中に移設をさせていただくということになっております。住所につきましては、東大沢、資料の26ページ下のほうに書かせていただいておりますけれども、東大沢1—12—1、旧保健センター、医師会の事務局等があった建物の1階に移る予定でございます。

以上でございます。

B委員 分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一点、先ほどから言っているこの包括支援センターの職員の数なのでですけども、今後、先行き、もっと高齢化が進んだ場合、この人数で対

応していくのって非常に大変だと思うのです。まして認知症が4人とか5人に1人とかというときに、この先をもっと包括支援センターに力を入れるのであれば、その先もいろいろ考えていっていただきたい。というのも、1人の専門員がずっと関わっていると、ほかの方は留守番で1人いたら、大きな地区を全部見られないのではないかと、それを市のほうでどれだけ包括支援センターに重きを置いているのか、ちょっと知りたいなと思ひまして、お願いいたします。

星野会長　かつて同じような質問が実は出ておりまして、何か本当にそういった意味で、手が届かなくなってしまうのです。そういったことに対して、すぐにどうのこうのではないかもしれないけれども、市の方針というのが何かもしあれば伺いたい。ただこれはもちろんエビデンスと収支とか、そういったものもあるでしょうけれども、何かご意見あれば。

事務局　それでは、包括の職員の基本となる目安についてお答えさせていただきます。今現時点では、まず高齢者人口6,000人までにつきましては、先ほど申し上げました職種、専門職の方4人を基本とさせていただいております。さらに、高齢者の方が増えた場合、2,000人を超えるごとに1名の増員をするような形で、現在は基本としております。

参考に言いますと、例えば桜井地区ですと、実際の高齢者人口が1万1,000人ということで、6,000人を超えておりますので、その2,000人を超えた分に対して1人ということで、現在6人というような計算で、各地区そういう計算でさせていただいております。

逆に6,000人以下の地区でも、最低限4人の人員が確保できるような体制を考えております。

以上でございます。

星野会長　よろしいですか。

ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

星野会長　では、皆様の円滑なご協力のおかげで、順当に議事の進行を進められたのではないかと考えております。

以上、今日、事務局よりご提示いただきましたテーマについては、一応終了とさせていただきたいと思ひます。

これをもって、進行は事務局にお返しさせていただきたいと存じます。

司　会　星野会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

5 その他

司 会 それでは最後に、次第5のその他に移ります。
委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

[発言する人なし]

司 会 では、本日の協議会につきましては、委員の皆様のご協力により、円滑に会議を行うことができました。誠にありがとうございました。

それでは、事務局より2点ほどご連絡させていただきます。まず、1点目ですが、次回の会議の日程でございます。第2回目の会議につきましては、現在のところ11月下旬に開催予定と考えております。詳細につきましては、改めて皆様にご連絡させていただきます。

2点目ですが、本日の会議録につきましては、事務局側で取りまとめなどに1か月ほどかかりますが、作成できた段階で委員の皆様にご確認いただくため、校正資料を送付いたします。お手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、修正点などがありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。その後、次回の会議で確定報告をさせていただきたいと考えております。

6 閉 会

司 会 それでは、閉会に当たり、久保田副会長より閉会のご挨拶をお願い申し上げます。

久保田副会長 皆様、本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。これから3年間、活発的な建設的な意見が飛び交って、介護保険の運営がスムーズに行くようになればいいかなというふうに思っております。

それから、事前にこの資料を準備いただきました事務局の皆様、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、越谷市の介護保険運営協議会の第1回の運営会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

司 会 皆様、ありがとうございました。
本日は、大変お疲れさまでした。